

# 農地転用許可手続きと特例措置申出手続の必要書類

	農地法第4条・第5条の必要書類	特例措置の必要書類
	許可申請書	申出書
< 添付書類 >		
①	法人にあっては、定款もしくは寄付行為の写しまたは法人の登記事項証明書	—
②	申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）	—
③	申請に係る土地の地番を表示する図面	—
④	転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面（縮尺10,000分の1ないし50,000分の1）	転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）
⑤	転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺500分の1ないし2,000分の1程度当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）	転用候補地に建設しようとする農業用施設の規模及び構造を明らかにした図面（縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）
⑥	当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（例えば、融資証明書、残高証明書等）	—
⑦	申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面	—
⑧	当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これらを了しているときは、それを証する書面又はその写し	—
⑨	当該事業に関連して、取水又は排水についての水利権者等の関係者から同意を得ているときは、それを証する書面又はその写し	—
⑩	許可申請地が土地改良区の地域内にある場合は、その土地改良区の意見書	—
⑪	—	農業経営改善計画認定書の写し
⑫	その他参考資料	その他参考資料